

『保険販売に関する権限』及び『商品販売方針』のご案内

1. 取扱保険会社

当社は、複数の保険会社を取り扱う乗合代理店として、お客さまと次の保険会社の保険契約締結の代理または媒介を行います。

＜損害保険会社（1社）＞
AIG 損害保険株式会社
＜生命保険会社（2社）＞
大同生命保険株式会社 / FWD 生命保険株式会社

2. 権限の明示

（1）損害保険について

当社の損害保険募集人は、お客さまと保険会社の損害保険契約の締結の代理権及び、告知受領権を有しています。

（2）生命保険について

当社の生命保険募集人は、お客さまと保険会社の生命保険契約の媒介を行います。契約締結の代理権はありませんので、お客さまの保険契約申込に対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

当社の生命保険募集人に告知受領権はなく、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。従って生命保険募集人に口頭でお伝えいただいても告知したことにはなりませんので、告知は、書面へのご記入をもって行います。

3. 商品販売方針

■方針

当社は、当社が取り扱う商品の中からお客様の意向に基づき、補償内容などの商品特性や保険料水準、アフターフォローや付帯サービス等の客観的な基準や理由等に基づき絞り込んだ商品を推奨します。

選定した商品は選定した理由、概要を明示し適切に説明、販売をいたします。

尚、お客さまの求めにより当代理店が推奨する商品以外の商品を提案させていただく場合は、法令に則り、適切に説明、販売いたします。

■お客さまの誤認防止

当社は、保険会社のために保険契約締結の代理・媒介を行う立場であり、お客さまに誤解されないように「公平・中立」との表示・説明はいたしません。